

## プラスチックごみ削減に取り組む事業所や団体を登録します

和歌山県では、令和2年4月に「和歌山県ごみの散乱防止に関する条例」を施行し、ごみの散乱を「しない」「させない」「許さない」を合言葉に、県内各地に配置した環境監視員による監視・取締などの取組を進めてきました。

令和4年度からは、これに加えて、「海洋プラスチックごみ問題」の解決に向けて、プラスチックごみそのものを削減する取組を推進しています。

そのひとつとして、「プラスチックごみ削減協力事業者制度」を新たに開始しました。プラスチックごみ削減のための具体的な取組を実践する事業所等を登録し、その取組を広く発信していきますので、ぜひご登録ください。

### ◇ 登録対象 ◇

和歌山県内の事業所、団体等のうち、以下の取組項目の中から1つ以上を実践する事業所等

- ① プラスチック製品の削減  
(例) レジ袋の削減、プラスチック製ストロー等の無償提供見直し 等
- ② プラスチックリサイクルの推進  
(例) ペットボトル、食品トレー等の店頭回収、再生プラスチック製品の活用 等
- ③ 代替素材の活用  
(例) 代替素材(バイオプラスチック等)を使用した製品の製造、販売、使用 等
- ④ その他の取組  
(例) 地域の清掃活動に参加する 等

### ◇ 登録方法 ◇

申請書を下記提出先まで提出してください(メール、郵送、FAX)。

<提出先> 〒640-8585 和歌山県 循環型社会推進課(住所の記載不要)

FAX 073-441-2685

MAIL e0318001@pref.wakayama.lg.jp

### ◇ 登録すると ◇

県HP等で「プラスチックごみ削減協力事業者」として紹介します。

登録証及びステッカーを交付します。



※ 詳細は和歌山県循環型社会推進課のHP 及び別添チラシをご覧ください。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031800/kyouryoku.html>

海洋プラスチックごみ問題とは -----

プラスチックは今や私たちの生活に欠かせないものですが、みだりに捨てられて散乱し、海に流れ着くことによって、海の環境や生物に影響を与える「海洋プラスチックごみ問題」が世界的な課題となっています。